

通告6番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、新年金制度について、原油価格・物価高騰対策について、そして特定小型原動機付自転車について、この3点の視点で一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この3点は、市民の方々と意見交換や相談を受ける際に聞いた話であり、今回、原材料費及び燃料費等の高騰により、物価価格に影響を及ぼす社会で、市民の方々が日々の暮らしの中で、あらゆる情報を得て、よりよく生活するために改善策を模索した訴えであります。今までの私の一般質問は全て市民の声であり、市長、行政に聞いていただきたい。これからの施策、対策支援に積極的に取り組み、住んでよかったと思える安心・安全なまちづくりの発展に努めていただきたいとの訴えが、今現状の私の一般質問であります。

この3点に関して、誠意のある答弁をしていただきたいと思います。

それでは、新年金制度について、2点お伺いします。

まず初めに、2023年4月から開始の新しい新年金制度、遡って受給できる繰下げみなし増額制度についてですが、この制度に関して、私自身、市民の方と意見交換するまで認識しておらず、そのときの内容は、増額制度だから、私たちにとってプラスになるの、年金額は増えるんですね、対象者になれるの、本市のホームページ閲覧したけれど分からなかったよなど、意見等々いただきました。

また、その場で検索しましたが、正確な情報をお伝えすることができなかったと思います。その後、情報を検索しましたが、一般的なコメントとして、本当に年金制度が、とにかく制度がややこしく、複雑で言葉も分かりにくいとの意見が多く、何でもっと分かりやすくしてくれないのかということ。その中で一番目についた言葉が、知らないで損をすることがあるかもしれません。それはもったいないですよとありました。これは、いろんな助成制度や控除のことと考えます。

それでは質問ですが、1点目としまして、分かりやすく、繰下げみなし増額制度について、説明いただきたいと思います。

年金は、事前の準備とシミュレーションがとても重要です。年金について知ることができたら、老後の不安が減ると考えられています。お答えください。

続いて2点目としまして、従来の制度から改正した繰下げみなし増額制度の注意

点として、適用されない場合があります。80歳以降に請求する場合と、請求の5年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合です。これらを踏まえて、メリット・デメリットについてお答えください。

この2点について答弁願います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の質問の1番目、新年金制度についてお答えします。

ご質問の1点目、繰下げみなし増額制度についてですが、この制度は、昨年4月から老齢年金の繰下げ受給上限年齢が70歳から75歳に引き上げられたことに伴い、70歳以降も安心して繰下げ待機を選択できるよう、令和5年4月に導入された制度です。

老齢年金は、本来の受給開始年齢よりも遅い時期に受給を希望した場合、繰下げ受給か本来受給かを選択することになります。これまでの制度では、70歳到達後に年金を請求し、本来受給を選択した場合、5年を超える期間分の年金は時効により消滅し、増額のない年金を5年間遡って受給することになりましたが、繰下げみなし増額制度では、5年前に繰下げ受給の申出があったものとみなし、繰下げ増額された年金が支給されます。

対象者は昭和27年4月2日以降に生まれた方、または老齢基礎・老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年4月1日以降の方になります。

続いて、市民のメリットとデメリットにつきましても、繰下げみなし増額制度によって、従来より増額した年金を受け取れるというメリットがありますが、デメリットといたしましては、遡及した各年の所得が増額し、過去に遡って税金や保険料等が増額する場合がございます。

年金の受け取り方には、本来受給、繰上げ受給、繰下げ受給の制度がありますが、市民それぞれの状況に応じ、メリット・デメリットも違ってまいりますので、まずはご相談いただくことが大切だと考えております。

市といたしましては、引き続き年金事務所と連携し、相談窓口の周知や分かりやすい制度の広報に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を行います。

1点行います。現在、各自治体にはいろいろな助成制度や控除があると思います

が、市民の方から一覧表があったならば分かりやすいよね。あるいは1か所の窓口で聞きたいなどの声も聞かれました。

生活福祉部として、各制度の一覧表を作成する考えはあるのか。これらこそ住民サービスの向上につながると考えております。お答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えします。

各制度の一覧表の作成についてですが、これまでの市の取組といたしましては、令和元年度に暮らしの便利帳を作成し、全戸配布いたしました。生活福祉部において多くの制度や事業を実施しておりますが、一覧表については、例えば、年金制度では、資格取得、種別変更、資格喪失の手続をはじめ、免除、納付猶予、学生納付特例、付加保険料、老齢・障害・遺族年金、未支給年金など、多岐にわたっており、内容を記載すれば膨大な情報量となり、一覧表では逆に分かりづらい状況も懸念される場所です。

このようなことから、今後もそれぞれの分野のページで掲載内容の充実に努め、それぞれの相談窓口で丁寧に説明してまいります。なお、ご質問の繰下げみなし増額制度についても、早急に今準備しているところでありますので、市ウェブサイトに掲載してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に原油価格・物価高騰に対する対策について、2点お伺いします。

現在、世界情勢や社会経済情勢は、見通しが立たないほど市民や社会に不安を与えているのが現状です。2019年から新型コロナウイルス感染症拡大や国際紛争など、世界は変動の真ただ中にあります。誰もがニュースやネット情報から最善を模索する中で、令和4年頃、原材料費及び燃料費等の高騰は認識するところとなっております。

そんなあるとき、本市から重要と印された岩出市指定ごみ袋引換券のはがきが届いています。これに関して、市民の方から問合せをいただき、戸惑い、説明するこ

とができませんでした。このことは、私だけでなく、他の議員の先生方からも同じようなことを伺い、事前に聞いていれば市民の方々に説明できたのにとおっしゃっておられたのを認識しています。

この案件は、今6月議会で条例の一部改正という形で討論されましたが、市民生活に大きな混乱と戸惑いを生じたこと、市民の方々に説明不足だったことは、市民も納得できないものと考えています。

また、原材料費及び燃料費等の高騰は、このことも大きな要因であり、他の自治体も市民の方々に大きな影響を受けない対策を取られているのも事実です。しかし、この世界情勢を鑑みて、原材料費及び燃料費等の高騰は予期できたことで、今令和5年度の製造に係る入札も過去2回不成立となっていることなど、対応、対策が遅過ぎたことも否認しません。

他の自治体の対策で言えば、長野県飯田市は、令和4年9月に飯田市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、コロナ禍における原油価格・物価高騰への対策として、原油価格高騰に伴うごみ袋の価格上昇抑制による生活者支援をしています。その中には、広く市民の生活を支えるため、ごみ袋の現行販売価格を維持できるように製造者への補助を行い、価格上昇を抑制するとのこと。また、長野県塩尻市のホームページから、令和4年11月更新、補助概要として、電気、ガス、食品等、物価高騰重点支援地方交付金を用いて、指定ごみ袋価格高騰が市民に大きな影響を受けないようにすることを目的に、指定ごみ袋製造業者に補助を行っているとのこと、先手を打って対策することで、市の業者を守ることに繋がると考えます。

それでは、1点目の質問です。議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、改めて条例の一部改正の経緯についてお答えください。

2点目としまして、今後、社会経済情勢に大きな変化があった場合、住民サービスの向上に向かうものと考えていますが、今後の変動による臨機応変な対応は考えているのでしょうか、お答えください。

2点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員のご質問の2番目についてお答えします。

1点目の議案第53号の条例の一部改正の経緯については、これまでも質疑や厚生文教常任委員会においてお答えしておりますが、原材料費及び燃料費等の高騰により、このたび有料指定可燃ごみ袋の製造原価に大きな影響が生じました。

平成24年7月からごみ袋の有料化が開始され、令和5年で12年目を迎えている中、その間、ごみ袋の製造費が11.66%上昇している現状からも、将来に目を向けるとごみ袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するためには、一日も早い手数料の値上げが必要であったため、今回の改正に至りました。

本来なら、今年度から引き上げるべきところですが、急激な物価高騰等の社会情勢や国の臨時交付金が活用できることを総合的に判断して、令和5年度は国の臨時交付金を活用し、10%相当引き下げ、令和6年度も国の交付金は未確定ですが、引き続き10%引き下げることとしました。令和7年度では引上げも考えましたが、7年度に10%引き上げると、5年、6年度の引下げ幅と合わせて20%の引上げになることから、緩和策として、一旦現行の手数料に戻し、令和8年度に引き上げることとしたもので、最善の策であったと考えています。

2点目の今後の変動による臨機応変な対策は、についてですが、1点目でお答えしたとおりであり、本来であれば、今すぐにでも手数料を引き上げたいところですが、令和7年度まで緩和策を講じることから、今後の変動による現時点での臨機応変な対策は考えておりません。令和8年度の引上げ後、社会情勢に大きな変化があった場合や、その他改正が必要である事由が生じた場合は、岩出市の環境を守る審議会に意見を伺うなど、十分に協議検討を行ってまいりたいと考えています。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。

今回の岩出市指定ごみ袋引換券のはがきの内容について再質問します。

今回の件で一番問合せがあったのは、ごみ袋の引換え場所は、岩出市のみということでありました。ホームページには、追加で無料交付場所に土曜・日曜日で4か所の公民館が記載されていますが、全ての高齢者の方々までには情報が行き届いていないのが現実です。市役所や公民館の配付時の調査は、今後このようなことが起こる可能性を踏まえて、総括する必要があると考えます。また、高齢者や交通弱者への対応も、はがき1枚のみはあまりにも不親切だと考えます。

今後、どのような対応と改善を行っていくか、お答えください。

今回の件で、ごみ袋の在庫は今以上に必要なものと考えます。また、防災面でもごみ袋は重宝されると私自身認識しているんですが、袋がなく、細かな支援物資をお渡しする場合や、岩出市の色つきごみ袋は、女性のための支援物資を配布する場合にも最適だと考えております。いろいろ活用できることは多いと思いますし、防

災面でも必要と考えます。

これらを踏まえて、ごみ袋の在庫を増やす考えについてお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の無料の引換券での今後の対策等についてでございます。

高齢者や交通弱者が市役所まで行くのが困難な方への対応として、今回は4地区公民館での配布を行うこととしております。また、市地域包括支援センターをはじめ、市内各事業所のケアマネジャーや相談支援専門員にもごみ袋の協力をしていただいているところでございます。

今回、はがきで地区公民館とか載せなかったことにつきましては、はがきを送った際での時間が間に合わなかったことから、市ウェブサイトやSNS配信による周知といたしました。

介護サービスや障害者サービスを利用されている方については、先ほど申し上げたケアマネジャーや相談専門員に協力をお願いし、対応をさせていただきました。

今後の対応につきましては、現在、前期分の配布を行っている状況を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ袋の在庫を2倍にする考え、防災の面も含めてというところでございますが、現在のところ、在庫数を2倍にする考えはございませんが、防災面での備蓄の必要性などを十分に考慮し、適正な在庫管理に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは最後に、特定小型原動機付自転車について、2点お伺いします。

2023年7月から法律が施行される特定小型原動機付自転車、いわゆる電気キックボード等について相談されたことで、最後のこの一般質問をしたいと思っております。

特定小型原動機付自転車については、今後、山積することが予想される問題点を事前に、一番大切な収支の部分で決定しなければならないと考えたからです。経緯として、最初の相談内容は、その方の母親が乗っている電動アシスト自転車にナンバープレートが必要になるかというものでした。

最初に、正直何についてなのか理解できませんでした。その方も曖昧に、この法律を聞いたみたいで、特定小型原動機付自転車を電動アシスト自転車と誤った認識をしていたみたいで、私も同様に、この法律に関して認識しておりませんでした。

それでも、あらゆる情報を検索した結果、現状、アクセルがない、車輪をこぐ、電動アシスト自転車は対象外であります。いわゆる電動キックボード等に係る法律ということです。

この法律が施行され、懸念されることが、16歳以上で免許が不要ということで、交通ルールに対する意識が希薄な場合、迷惑運転により、自転車、二輪車、歩行者など、他の交通主体を危険に巻き込む可能性があると考えられています。現に現行ルールでも多くの交通事故や違反が起こっているとのことでした。

これらを踏まえて質問します。1点目として、法律改正の内容と問題点についてお答えください。

2点目として、今後、市民に対してどのように周知していくのか、お答えください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員ご質問の3番目、特定小型原動機付自転車について、一括してお答えいたします。

道路交通法が改正され、これまで原動機付自転車として区別されていた電動キックボードなどが新設された特定小型原動機付自転車という区分に分類されることとなりました。特定小型原動機付自転車の特徴としましては、免許証は不要、ヘルメットの着用は努力義務、走行場所は車道、自転車レーン、歩道、これにつきまして条件つきで、車体に規定がございます。速度制限につきましては、時速20キロ、歩道を走る場合は時速6キロとなります。年齢制限は16歳以上、自賠責保険の加入、ナンバープレートの取得義務などがございます。

なお、現在、販売されている電動アシスト付自転車、これは議員おっしゃるように対象外となっておりまして、今後とも手続等の必要はございません。

改正法の大きな点の1つは、16歳以上であれば免許証の必要がないことでございます。これにより、より多くの利用機会が広がることが予想されています。高齢者の免許返納後の移動手段として利用が可能であったり、遠方からの学生の通学などの活用も想定されます。移動に関する問題の1つの解決策となるかもしれません。

一方で、免許証が不要となった場合、交通ルールに対する意識が希薄になったり、

迷惑運転により、自動車や二輪車、歩行者など、他の交通主体を危険に巻き込む可能性も考えられます。ルールを理解することや交通安全に対する意識が重要になってくると考えます。

市民への周知に関しましては、岩出市交通安全推進協議会による街頭啓発などを通じて周知を図ってまいります。また、県ではホームページや夏の交通安全運動チラシへの掲載、小中学生への啓発チラシ配布等、関係機関・団体と協力しながら、広報活動を推進していくとしており、市に対して情報提供や協力依頼があったときには積極的に協力してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 最後に、再質問させていただきます。

1点目として、特定小型原動機付自転車の基準についてお答えください。

また、今回の交通事故等に関する事で、若年層が多い中、あらゆる支援が必要と考えています。どのような対策で周知を徹底していくのか、お答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定小型原動機付自転車の基準につきましてですが、車体の大きさと定格出力が一定以下ということで、車体の大きさにつきましては、長さ190センチ以下、幅60センチ以下、定格出力は0.60キロワット以下、時速につきましては20キロを超える速度を出すことができないこと、オートマチックトランスミッション機構であること、最高速度表示灯などの装備、それからナンバープレート、ライト、ミラー、これらのものの基準を満たさないものは一般原動機付自転車等に応じた交通ルールが適用されるということでございます。

次に、今回の法改正の車両の年齢制限は16歳以上でございますが、交通ルールの学習は、当然子供の頃から必要でございます。また、大人になってからの確認も重要であると考えてございます。小中学校では、生活、道徳、学活等の授業で、警察の協力を得ながら、交通マナーの学習機会を設けております。

また、交通安全教育の普及及び交通リーダー育成のため、自転車安全教室などを開催し、交通ルールの習得と、交通事故防止を図る目的とした岩出市交通少年団や、高齢者を対象とした交通安全講習を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚と交通事故を未然に防止を図ることを目的としたときめき交通大学の実施を継続するとともに



に、市広報やホームページでも周知啓発を行ってまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の3番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。